町税などのコンビニ収納を開始

平成22年度課税分から税金等が、これまでの金融機関の窓口と口座振替に加えて、全国のコンビニエンスストアでも納められるようになりました。取り扱い手数料はかかりません。

取り扱うことのできる町税など

個人町県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収分）、介護保険料（普通徴収分）

〈注意〉

次の納付書は、コンビニエンスストアでの納付ができませんので、これまでどおり金融機関をご利用ください。

・1枚あたりの納付金額が30万円を超えた納付書
・納付金額を訂正した納付書
・コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書
・記載された納期限を過ぎた納付書
・汚れ、傷などでバーコードが読み取れない納付書など

▼コンビニ収納に対応した納付書見本

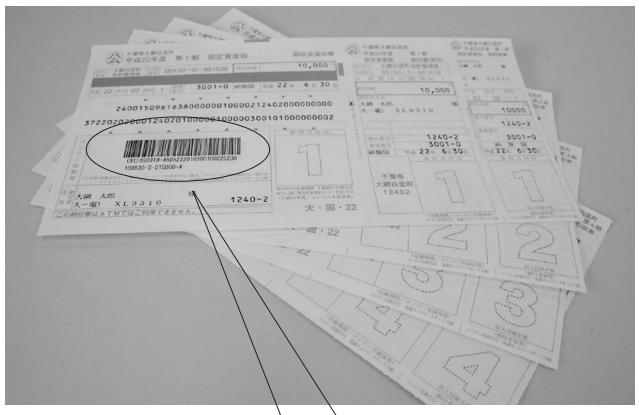

コンビニ収納用バーコード見本

(91)959919-4505222010300100226200
100630-0-010000-4

納税（納入）通知書・納付書の様式が変更に

コンビニ収納に対応した納付書になるため、大きさと配置がこれまでとは変わります。

〈変更点〉

▼これまで1冊に綴られていた納税（納入）通知書の納付書部分が、期別ごとの1枚ずつの単票となります。紛失しないようご注意ください。

▼領収書部分が納付書部分と一体となります。領収書部分は納入後、返却されますので、納税（納入）通知書に領収証書貼付用台紙が添付されている場合は、その台紙にのり付けして、大切に保管してください。

▼町県民税・固定資産税の納税通知書には、全期前納付用の納付書がありましたが、新しい納付書には添付していません。全期前納付をされる方は1期から4期までの納付書4枚を納付窓口まで持参してください。

督促状も様式を変更

納期日を過ぎても納付されていない方に送付している督促状が、平成22年度分から圧着はがきとなります。

この督促状で金融機関またはコンビニエンスストアで納めることができますが、通常の納付書と二重にお支払いされることのないようご注意ください。

利用できるコンビニエンスストア

エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店

利用できる金融機関（変更なし）

千葉銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、中央三井信託銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子商工信用組合、山武郡市農業協同組合、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

固定資産税帳簿の縦覧・台帳の閲覧・納税通知書の発送

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、本町に所有する自己の土地・家屋の価格を町内の他の土地・家屋と比較し、所有する固定資産の内容等を確認できる制度です。

▼縦覧できる方

・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）＝本町に土地を所有し、固定資産税が課税されている方
・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）＝本町に家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

▼縦覧場所＝税務課

▼縦覧日時＝4月1日㈭～30日㈮8時30分～17時15分
※㈯・㈰・祝日は除く

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明書　※納税義務者以外は委任状が必要です

▼手数料＝無料

固定資産課税台帳の閲覧

本町に土地・家屋を所有している方（納税義務者）および土地・家屋の借地人・借家人等は、自己の土地または家屋の固定資産課税台帳の閲覧を求めることができます。

▼閲覧場所＝税務課

▼閲覧時間＝8時30分～17時15分　※㈯・㈰・祝日は除く

▼持ち物＝運転免許証などの身分証明書、借地人・借家人等は賃貸借契約書など
※代理人は委任状が必要です

▼手数料＝縦覧期間中（4月30日まで）の閲覧は無料

平成22年度固定資産税の納税通知書の発送

平成22年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送します。第1期納期限は、4月30日㈮です。

なお、お持ちの固定資産（土地・家屋）の価格等は、納税通知書とともに送付する課税明細書でお知らせします。

問税務課資産税班 ☎(70)0322

課税は基準日時点の所有者へ

◎軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。その後、譲渡されたとしても、4月1日時点の所有者が納税義務者となります。

なお、軽自動車税には月割や日割などの制度はありません。年度途中で廃止や名義変更の届出をされても還付金はありませんので、ご注意ください。

◎固定資産税

土地や家屋などの固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

年の途中で、売買などにより所有者が変更になっても、その年の納税義務者が変わることはありませんので、ご注意ください。

問税務課住民税班 ☎(70)0321
税務課資産税班 ☎(70)0322

町税などは納め忘れのないように

税金は、住みよいまちづくりを推進するための大切な財源です。町税などの納期限は、納税（納入）通知書または納付書に記載しています。

町税、国民健康保険税や介護保険料に納め忘れがないか、もう一度、確認をお願いします。

なお、納期限までに納付がない場合や分割納付をされていても納付期限ごとの金額に達していない場合には、法律の定めにより督促状が発送されます。

▼休日納税窓口と納税相談

毎月末の日曜日9時から17時に納付窓口と納税相談窓口を開設しています。平日、忙しい方は、納付書を持参のうえ、ご利用ください（10ページ参照）。

町税などの納付は便利な口座振替で

町税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替にすると、納付のために出向く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

なお、口座振替への切り替えは、申し込みのあった月の翌々月からとなります。

また、口座振替納付をやめる場合は、廃止の届出が必要となります。

▼申込方法＝金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）で申し込み
※依頼書（申込書）は、町内の金融機関に用意してあります。町外の金融機関で手続きをする方は、依頼書（申込書）を送付しますので、税務課または健康介護課までご連絡ください。

▼申し込みに必用なもの
指定する口座の通帳、届出印、納税通知書、町の口座振替依頼書

問税の収納については税務課収税班 ☎(70)0323
介護保険料に関しては健康介護課介護保険班 ☎(70)0309

納税貯蓄組合連合会を解散

町納税貯蓄組合連合会は、昭和30年に、収納率の向上と納税思想を高めることを目的として、発足しました。

近年のプライバシー保護意識の高まりや、口座振替等の納税機会の拡大等の要因を受け、3月31日をもって、町納税貯蓄組合連合会を解散することとなりました。納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

なお、納税貯蓄組合に加入されていた方の平成22年度からの納税通知書は、個々に郵送させていただきます。

問税務課収税班 ☎(70)0323

救急車の適正利用にご協力を

山武郡市広域行政組合消防本部では、現在8台の救急車で救急業務を実施しています。

平成21年の救急出動件数は、8,236件。医療機関へ搬送した傷病者は7,396人で、そのうち2,996人（約40％）は、「ベッドの空きがない」「検査不能」等の理由で管内の病院へ収容ができず、管外の病院へ搬送しました。

搬送時間が長くかかり、救急車（隊）が不在となる事態も生じており、救急予備隊を編成し対応しなければならない状況となっています。

救急車は、緊急性のある傷病者を少しでも早く医療機関へ搬送するための車です。

緊急性がない場合は、自家用車等を利用するなど、救急車の適正利用へのご理解とご協力をお願いします。

問山武郡市広域行政組合消防本部警防課 ☎（52）8752